

山形市消費生活センター情報 2019年9月号



消費者庁のイラストを加工

常に現金で支払いをしているが、クレジットカードや電子マネーなども気になっている。主なキャッシュレス決済※について教えてほしい。

※キャッシュレス決済＝電子マネーやクレジットカードなどを利用して、現金(キャッシュ)を使わずに支払いをすること

「キャッシュレス決済」 仕組みを理解して上手に使おう！

【主なキャッシュレス決済】

クレジットカード

お店などで買い物に使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受けることができ、後でお金の請求が来る(後払い)カードのこと。一括払いや分割払い、リボ払い等がある。

デビットカード

預金口座と紐づけられた決済用のカード。支払い時に提示すると、代金が銀行口座から即時に引き落とされ、その場で支払いが終わる。クレジットカードのような審査は必要ない。

電子マネー／プリペイドカード

【チャージ式】事前にお金を入金(チャージ)すると、ICカードやスマートフォンの中のICチップに金額などの情報が記録される。チャージすれば繰り返し使える。例 Suica、nanaco、WAONなど

【ネット上で使えるプリペイドギフト券等】金額などの情報は電子マネー会社が管理するサーバーに記録される。コンビニ等で裏にID番号が記載されたカードを購入する方法と、コンビニの端末を操作してID番号が印刷されたチケットを購入する方法などがある。例 Amazonギフトカード、iTunesカードなど

スマホ決済

スマートフォンにクレジットカード、電子マネー、銀行口座、決済アプリなどを登録して決済する。

【タッチ決済】ICチップを内蔵したスマホを使って店舗でスマホを読み取り機にタッチさせて支払う。例 Suica、楽天Edyなど

【バーコード、QRコード決済】店頭のQRコードをスマホで読み取る方法と、スマホでQRコードやバーコードを表示させて、店舗の専用端末に店側に読み取ってもらう方法がある。例 LINE Pay、Pay Pay、ファミペイなど

【ここが重要！！】

- キャンペーン等のお得感だけでの利用は避け、利用規約などをよく読み、本当に自分に合った支払方法なのかを確認しながら上手に利用しましょう。
- 買い物等で利用した際には、利用履歴を必ず確認しておくことが大切です。
- スマートフォンのセキュリティ対策やパスワードの管理を徹底しましょう。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン 188